

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成28年8月29日から実施する。

平成28年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、 次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) 土木部技術管理課長 <u>長岡市沖田2丁目173番地</u> 岡駐在所 <u>2</u> (略) 出納局管理課新潟分室 <u>新潟市秋葉区新津4524番地1</u> 出納局管理課長岡分室 <u>長岡市沖田2丁目173番地2</u> (略)	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、 次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) 土木部技術管理課長 <u>長岡市四郎丸町173番地2</u> 岡駐在所 (略) 出納局管理課新潟分室 <u>新潟市中央区川岸町3丁目18番地1</u> 出納局管理課長岡分室 <u>長岡市四郎丸町173番地2</u> (略)
(2) 地域機関関係のもの 名 称 位 置 (略) 新潟地域振興局農林振興部津川分室 <u>東蒲原郡阿賀町津川1861番地1</u> (略)	(2) 地域機関関係のもの 名 称 位 置 (略) 新潟地域振興局農林振興部新津駐在所 <u>新潟市秋葉区新津4524番地1</u> 新潟地域振興局農林振興部卷駐在所 <u>新潟市西蒲区赤鎧1285番地1</u> (略) 新潟地域振興局新津農業振興部津川分室 <u>東蒲原郡阿賀町津川1861番地1</u> (略)